

おおくま

2011年11月15日 **お知らせ版**

大熊町役場 会津若松出張所

発行：大熊町役場企画調整課
所在地：福島県会津若松市追手町2番41号
電話：0242-26-3844（代表）
E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp
ブログ大熊町
<http://blog-okuma.jugem.jp/>
大熊町公式ホームページ暫定版
<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>

生活環境課

交通安全講演会の開催について

会津地方に避難されている方々を対象として、冬の交通安全対策の一つとして講演会を開催します。講演内容は、雪道の交通安全対策や、生活に関する講演となりますので、ぜひご来場ください。

- ◆開催日：11月25日(金)
 - ◆場 所：会津若松市文化センター ホール
 - ◆開始時間：午後2時から午後3時30分
 - ◆開催内容：
 - (1) 交通安全対策に関する講話
 - (2) 生活防犯対策に関する講話
 - (3) 会津若松市生活安全に関する講話
 - ◆駐車場：鶴ヶ城体育館東側駐車場
※駐車場に限りがありますので、乗り合わせにご協力ください。
- 【お問い合わせ先】生活環境課消防交通係

大熊町チャイルドシート等購入設置に関する一部補助制度の再開について

3月11日以降申請受付をストップしていましたがチャイルドシート等購入設置一部補助を、12月1日より再開します。

- ◆交付基準
 - (1) 幼児の発育の程度に応じた形状を有するものとする。
 - (2) 大熊町に住民票を有していること。
 - (3) チャイルドシート等の購入時に満6歳未満の乳幼児を養育している保護者とする。
 - (4) 奨励金は、チャイルドシート等1台につき、購入価格の2分の1とし、1万円を限度とする。ただし、当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - 奨励金の交付対象者は、「大熊町チャイルドシート等購入設置事業報告書」に記載のうえ、添付書類を添えて提出してください。
 - 対象児のチャイルドシートを新たに購入した方で、避難前に形状が同等のもので奨励金を受けている場合は、その対象になりません。
- 【お問い合わせ先】生活環境課消防交通係

狂犬病予防注射の接種のお知らせ

犬を飼っている方は、法律により、その犬を登録し、一年に一度狂犬病の予防注射を受けなければなりません。

この度の東日本大震災により狂犬病予防注射の接種期限が、今年度に限り平成23年12月末日までとなっております。犬を飼っている方は必ず最寄りの動物病院などで、狂犬病予防注射を接種してください。

なお、接種後交付される「狂犬病予防注射済証明書」を役場へ提出してください。

- ◆対象となる犬 生後91日以上の子犬
- ◆提出先(送付先)
 - ◇大熊町役場 会津若松出張所 生活環境課
〒965-0873 会津若松市追手町2番41号
電話 0242-26-3844 (代表)
 - または、
◇大熊町役場 いわき連絡事務所
〒970-1144 いわき市好間工業団地26番地1
電話 0246-36-5671 (代表)

- ◆手数料
狂犬病予防注射済票の交付手数料(550円)については、平成24年2月末日まで提出していただいた方からは徴収しません。(動物病院へ支払う注射技術料については、個人負担になります)

- ◆注意事項
 - ・飼犬が、病気や妊娠中の場合、注射ができないこともあります。事前に獣医師に相談してください。(注射を受ける事ができない体調の飼犬の場合には、「狂犬病予防注射実施猶予証明書」の交付を受け役場へ提出してください。)
 - ・犬の登録手続きをしていない犬は、登録が必要になります。

【お問い合わせ先】生活環境課生活環境係

保健福祉課

敬老祝金について

敬老祝金については、すでにご案内し口座振り込みで支給を行っています。

まだ口座指定がお済みでない方、通知が届いていない方はご連絡ください。

【お問い合わせ先】保健福祉課福祉係

災害弔慰金の支給について

町では東日本大震災により死亡された方のご遺族に対し、「双葉地方災害弔慰金支給審査委員会」の決定に基づき災害弔慰金を支給しています。

◆支給額

- ・ご遺族の主たる生計維持者(扶養親族のある方)が死亡した場合・・・500万円
- ・その他の方(扶養親族のない方)が死亡した場合・・・250万円

◆支給対象者

震災発生の日に大熊町に住所を有し、災害により死亡した方のご遺族。

◆支給の範囲および順位

死亡した方に扶養されていた遺族が優先となります。

1. 配偶者
2. 子
3. 父母
4. 孫
5. 祖父母
6. 兄弟、姉妹(同居の場合)

◆申請方法・提出先

提出必要書類に記入のうえ提出してください。

提出書類は、大熊町役場会津若松出張所保健福祉課福祉係へ請求してください。

<郵送先>

〒965-0873

会津若松市追手町2-41

大熊町役場会津若松出張所保健福祉係

◆注意事項

- ・書類提出後「双葉地方災害弔慰金支給審査委員会」で審議され、支給、不支給を決定します。その後、ご遺族の権利関係などを調査するため時間を要しますので、あらかじめご了承ください。
- ・「当該死亡に関し、その方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるもの」が支給される場合、災害弔慰金は支給されません。(警察表彰規定や消防表彰規定に基づき支給される賞じゅつ金など)

【お問い合わせ先】保健福祉課福祉係

総務課

大熊町役場閉庁日のお知らせ

大熊町役場会津若松出張所及びいわき連絡事務所は、12月から毎週日曜日および祝日に加え、土曜日にも閉庁とし、日直にて対応させていただきます。

なお、日直業務は、次のとおり戸籍業務等の一部業務を行います。

◆受付時間 午前8時30分～午後5時15分

◆日直業務

- ・戸籍関係届出書の受領(出生、婚姻、死亡届等)
- ・各種証明書交付申請書の受付(後日、証明書等を郵送します)

【お問い合わせ先】総務課

企画調整課

義援金配分状況について

第一次および第二次義援金等支給について、11月1日時点での実績を報告します。

◆第一次国義援金、県義援金

(日本赤十字等より集まった義援金)

支給対象：1世帯あたり400,000円

配分済額：1,940,900,000円

(死亡・行方不明個別加算含む)

配分済世帯数：4778世帯

◆第二次国・県義援金

(日本赤十字等より集まった義援金)

支給対象：1人あたり254,000円

配分済額：3,006,074,000円

(災害遺児加算、死亡・行方不明個別加算含む)

配分済人数：11,794人

◆大熊町義援金(直接大熊町へ寄せられた義援金)

支給対象：1人あたり20,000円

義援金総額：287,056,377円

配分済額：228,880,000円

配分済人数：11,444人

※未配布分の金額については、生活支援金として支給予定です。

◆大熊町見舞金(大熊町より支給)

支給対象：1人あたり60,000円(貸付分含む)

配分済額：686,640,000円

配分済人数：11,444人

【お問い合わせ先】企画調整課

第二次国県義援金の配分対象拡大について

第二次国県義援金について以下を配分対象として追加することになりました。

◆3月11日震災以降に生まれた方

◇追加配分対象者

平成23年3月12日～平成23年12月31日までに生まれた新生児とし、平成23年3月11日時点で、母親が大熊町に住民票を有していた方を対象とする

◇必要書類

大熊町での出生登録を確認しますので、書類のご用意は必要ありません。

※大熊町に出生届をされていない場合、以下の書類が必要となります。

- ・住民票謄本(親子関係が分かる書類)

◇申請方法

大熊町に登録のある方は、書類をお送りします。他の自治体へ出生届けをされた方は、義援金担当までご連絡ください。

生涯学習課

演奏会のご案内

次の演奏会の招待券をいただきました。鑑賞をご希望の方は、招待券をお渡ししますので、大熊町役場会津若松出張所生涯学習課までお越しください。

また招待券の枚数には限りがありますのでご了承ください。

◆会津シンフォニック・アンサンブル

第34回定期演奏会

○日時 11月20日(日) 午後1時30分開場

○場所 喜多方プラザ文化センター

せせらぎホール

○主催 会津シンフォニック・アンサンブル

○招待数 先着30名

◆会津第九演奏会2011

○日時 12月18日(日) 午後0時30分開場

○場所 会津風雅堂

○主催 会津第九の会

○招待数 先着200名

【お問い合わせ先】生涯学習課

教育総務課

平成24年度奨学資金給付学生募集

教育の機会均等を図る一助とすることを目的として、大熊町在住または、大熊町出身の高校生(卒業生を含む)で、有能な者であるにもかかわらず経済的理由により大学進学が困難と認められる者に奨学資金を給付(返済の必要がない)する、奨学資金給付学生の希望者を募集します。

1. 受付期間 11月15日(火)～11月30日(水)

2. 対象者 平成24年度大学入学予定者

3. 資格および基準

(1) 生活の主体者である者が、引き続き5年以上大熊町に住所を有していること

(2) 生計を同じくする世帯全員の所得総額が、過去3年間それぞれ490万円以下であり、町税などの滞納がない者

(3) 在学する(していた)高校長の発行する成績平均が、総点の7割程度以上であること

(4) 4年制大学に合格し、入学を決めた者で、大学センター試験が、3教科以下の場合は総点の8.5割程度以上、4教科以上の場合は総点の8割程度以上の成績であること

4. 選考

3の資格および基準のすべての要件を満たす者の中から若干名を教育委員会で設置する選考委員会において給付者を決定します。

5. 給付額

毎月5万円(4年間)なお、初年度に限り1回、入学金として10万円。

◆扶養者が3月11日震災時大熊町に住民票を有し、被扶養者が就学の都合により大熊町から住民票を異動されていた方

◇追加配分対象者

平成23年3月11日時点で、扶養者が大熊町に住民票を有し、過去に大熊に住民票があったが就学の都合により住民票を異動していた方を対象とする

◇必要書類

・在学証明書(既に卒業された方は卒業証書)

◇申請方法

義援金担当までご連絡ください。

◆配分額 1人当たり 306,000円

(内訳) 第二次義援金 254,000円

第二次義援金追加配分 52,000円

◆配分方法 第二次義援金と同じ口座に振込みます。

◆配分時期 確認後順次、振込となります。

【お問い合わせ先】企画調整課

生活資金の支給について

大熊町では、冬期、年末を迎えるにあたり、生活支援を目的に支援金を支給することとしました。

支給については二次義援金の追加分と同じ口座に12月中旬までに振り込みます。

◆金額(1人あたり) 総額 30,000円

(内訳) 町に寄せられた義援金 5,000円

町独自の支援金 25,000円

◆対象者

3月11日時点で、大熊町に住民登録のあった方が対象となります。

【お問い合わせ先】企画調整課

原子力被害の完全賠償を求める双葉地方総決起大会のお知らせ

国、東京電力に対し、帰還できる環境が整うまで安心して避難生活がおくれる賠償と、帰還後も安心して暮らせる賠償を求めるため「原子力被害の完全賠償を求める双葉地方総決起大会」が開催されます。

双葉郡民の団結のため、ぜひご参加ください。

◆日時 12月3日(土) 午後1時30分～

◆場所 いわき市

「いわき明星大学：児玉記念講堂」

※大会への参加は申込不要、現地集合

◆参加者 双葉地方町村住民、他関係者

◆主催 双葉地方町村会・双葉地方町村議会議長会

※会津若松市から会場までバスの運行を予定しています。バスのご利用を希望の方は、定員には限りがありますので、事前に企画調整課までお申し込みください。

【お問い合わせ先】企画調整課

6. 願書

大熊町教育委員会教育総務課に申し出ください。
【お問い合わせ先】 教育総務課

大熊町商工会

生活支援物資申請期間の延長について

「NPO法人ADRA Japan」様のご支援により、実施しています「生活支援物資の配給」の申請期間を再延長します。

申請期間は平成23年11月30日(水)です。

なお、これが最後の延長となり、平成23年11月30日(水)をもって申請期間を終了させていただきます。

現時点で、新居が決定されていない方は、ご面倒でも商工会までご連絡ください。まだ申請されていない世帯の方は、忘れずにお手続きをお願いします。

【お問い合わせ先】

大熊町商工会 携帯 080-1662-1193
080-1662-1194

相双信用組合

相双信用組合いわき相談所開設のお知らせ

相双信用組合では、会津若松・二本松市内において被災・避難されているお客様に対して相談所を開設しておりますが、お客様のご要望・利便性の向上からいわき地区においても相談所を11月21日より開設します。通帳・証明の再発行、預金の入出金取扱及び融資の返済、条件変更、借入のご相談を受付けます。

尚、多額の払出しの際は相談所に事前に連絡してください。

◆相双信用組合いわき相談所

11月21日(月) 開設

営業時間 午前9時30分から午後2時30分まで

住 所 いわき市平中神谷字南鳥沼35-2

電 話 0246-57-0006

F A X 0246-57-0039

※詳細・ご不明な点につきましては会津若松相談所 電話0242-37-0555にお問い合わせください。

復興支援バスの運行について

新常磐交通株式会社では、いわき市内の仮設住宅等に避難されている大熊町民を対象に11月15日より「復興支援バス」を運行します。

「復興支援バス」は、町が発行する「無料乗車証」により、実証実験として下記の路線を運行しますが、乗車・降車は指定された停留所のみとなります。なお、「無料乗車証」は大熊町役場いわき連絡事務所において発行していますが、記名された方しか利用できず、紛失等による再発行はできません。

◆発行場所等 大熊町役場いわき連絡事務所

月曜から土曜日までの8:30から17:00まで(日曜・祝祭日は発行しません)

◆対象路線 ・復興支援バス

・「無料乗車証」適用一般路線

◆復興支援バス時刻表

好間工業団地→労災病院

乗車のみ可能		乗 降 可 能					降 車 の み 可 能				
好間第一発	好間第二	好 間	好間商工会	好間支所入	好間支所出	本局前着	ヨ一力堂前着	いわき駅前着	中央警察署着	共立病院着	労災病院入口着
7:50	7:52	7:58	7:59	7:59	7:59	8:10	8:12	8:15	8:20	8:22	8:30
9:50	9:52	9:58	9:59	9:59	9:59	10:10	10:12	10:15	10:20	10:22	10:30

労災病院→好間工業団地

乗 車 の み 可 能					乗 降 可 能					降車のみ可能
労災病院入口発	共立病院発	中央警察署発	いわきのりば駅前発	ヨ一力堂前発	本局前発	好間支所入	好間商工会	好 間	好間第二	好間第一着
8:45	8:46	8:48	8:55 ㊦	8:56	8:58	9:09	9:09	9:10	9:16	9:25
11:30	11:31	11:33	11:40 ㊦	11:41	11:43	11:54	11:54	11:55	12:01	12:10
12:40	12:41	12:43	12:50 ㊦	12:51	12:53	13:04	13:04	13:05	13:11	13:20

好間工業団地～好間支所循環

乗車のみ可能		乗 降 可 能							降車のみ可能		
好間第一発	好間第二	好 間	好間商工会	好間支所入	好間支所出	渋 井	好間支所入	好間商工会	好 間	好間第二	好間第一着
14:30	14:32	14:38	14:39	14:39	14:39	14:43	14:49	14:49	14:50	14:56	15:05
15:30	15:32	15:38	15:39	15:39	15:39	15:43	15:49	15:49	15:50	15:56	16:05

<運行日>全ダイヤ毎日運行 <制 限>「乗車のみ可能」な停留所では、降りることはできません。「降車のみ可能」な停留所では、乗ることはできません。「乗降可能」な停留所では、乗車も降車も可能です。

※一般路線バスの時刻についてはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 大熊町役場いわき連絡事務所 (電話 0246-36-5671)

新常磐交通乗合部 (電話 0246-46-1646) ・いわき中央営業所 (電話 0246-46-0200)